

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

○ **全ての3歳から5歳までの子どもたちと、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちの利用料が無償化されます。**

- * 幼稚園を利用する子どもたちは、月額25,700円を上限に利用料が無償化されます。
- * 利用料以外に実費として徴収される費用(食材料費、通園送迎費、行事費、教材費など)や延長保育の利用料は、無償化の対象外です。
※ただし、自治体によって取扱いが異なる場合があるため、詳細は自治体にご確認ください。
- * 幼稚園は満3歳から、保育所は3歳児クラス(3歳になった後の最初の4月以降)から無償化されます。
- * 0歳から2歳の子どもたちで、従来から利用料が軽減されているひとり親世帯、第3子等は引き続き軽減されます。

幼稚園や認定こども園(1号)の預かり保育を利用する子どもたち

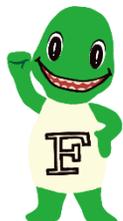
- 無償化の対象になるためには、お住まいの市町から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
- 幼稚園やこども園の利用料に加え、預かり保育の**利用実績に応じ、利用日数×450円を支給限度額**として、**最大月額11,300円までの範囲で利用料が無償化**されます。

認可外保育施設等を利用する子どもたち

- 無償化の対象になるためには、お住まいの市町から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
- **3歳から5歳までの子どもたちは月額37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額42,000円までの利用料が無償化**されます。
* 認可外保育施設等とは、一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等、一時預かり事業、病児保育事業を指します。

就学前の障害児の発達支援(いわゆる障害児通園施設)を利用する子どもたち

- **3歳から5歳までの利用料が無償化**されます。



福井県



お子さんは無償化の対象になりますか？

注：4月1日時点の年齢を基準にします
ただし、幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から対象になります



お子さんの年齢は何歳ですか？

0～2歳

3～5歳

※幼稚園の満3歳を含む

どこの施設に通っていますか？

どこの施設に通っていますか？

保育所・こども園
※2

認可外保育施設

幼稚園 ※1
保育所・こども園
※2

認可外保育施設

お子さんはきょうだいの何番目ですか？
※4

保護者が働いている等で保育の必要性はありますか？

保育料 ※3
無料

保護者が働いている等で保育の必要性はありますか？

3子目以降

1子・2子

あり

なし

あり

なし

保育料
無料

お子さんのいる世帯はどのような課税状況ですか？

37,000円まで
保育料等無料

住民税非課税世帯

住民税非課税世帯以外の世帯

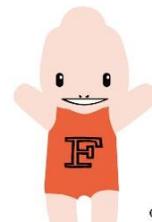
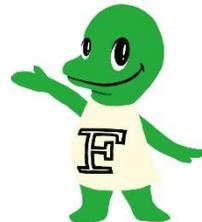
これまで通り
保育料を負担

- 保育所・こども園は保育料無料
- 認可外保育施設は42,000円まで保育料等無料

※1 幼稚園は25,700円まで無料
※2 保育所には地域型保育を含む

※3 幼稚園、こども園の1号認定子どもであって、保育の必要性がある場合には、11,300円まで預かり保育等の利用料が無料

※4 市町によって取扱いが異なることから、詳細は市町にご確認ください。



©FUKUI/play set products

詳細はお住まいの市町にお問い合わせください【市町の窓口一覧】

福井市 子育て支援課 0776-20-5270
(新制度未移行の幼稚園については 福井市 学校教育課) (0776-20-5350)

敦賀市 児童家庭課 0770-22-8126
(幼稚園については 敦賀市 学校教育課) (0770-22-8149)

小浜市 子ども未来課 0770-64-6013
(幼稚園については 小浜市 教育総務課) (0770-64-6032)

大野市 福祉こども課 0779-66-1111

勝山市 福祉・児童課 0779-87-0777

鯖江市 保育・幼児教育室 0778-53-2225

あわら市 子育て支援課 0776-73-8021

越前市 子ども福祉課 0778-22-3006
(幼稚園については 越前市 教育振興課) (0778-22-7452)

坂井市 子育て支援課 0776-50-3042

永平寺町 子育て支援課 0776-61-7250

池田町 教育委員会 0778-44-8006

南越前町 保健福祉課 0778-47-8007

越前町 福祉課 0778-34-8725

美浜町 福祉課 0770-32-6704

高浜町 保健福祉課 0770-72-2493

おおい町 住民福祉課 0770-77-4053

若狭町 福祉課 0770-62-2704

福井県 健康福祉部 子ども家庭課 幼保支援グループ 0776-20-0342